

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1939号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
組織上の区分		職		組織上の区分		職			
知事の事務部局	(略)			知事の事務部局	(略)				
	工業技術総合研究所	(略)			工業技術総合研究所	(略)			
		5種	<u>企画連携室長</u> <u>技術統括センター長</u> <u>技術統括センター研究主幹</u> (略)			5種	<u>企画管理室長</u> <u>研究開発センター長</u> <u>研究開発センター研究主幹</u> (略)		
			(略)				(略)		
(略)			(略)						
(略)				(略)					
教育委員会の事務部局	(略)			教育委員会の事務部局	(略)				
	生涯学習推進センター	(略)			生涯学習推進センター	(略)			
		5種	所長			5種	所長		
(略)			<u>少年自然の家</u>		所長				
(略)				(略)					
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	(略)			幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	(略)				
備考 (略)				備考 (略)					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。